



今月の視点

爽族！争族！家族のために！【パート1】

～ もめる相続、かしこい贈与 ～

私の家族は大丈夫！「そんなに財産が多くない」「ウチの家族は皆仲がいい」・・・ところが、こういう方々ほど相続争い・争族になりやすい当事者ではないでしょうか？

私たちの事務所は今年で創業45周年、皆様方のご指導の賜物です。今まで1,000名を超えるお客様と係わり、相続の名義変更、相続税の申告、生前対策などでたくさんの方々のお手伝いをさせていただきました。

しかし残念ながら、上記の「そんなに財産が多くない」・・・とされているご家庭こそが実は相続争いの当事者になりやすいのです。実際のところ「相続争いは私には関係ない」「私には相談できる人もいるから」・・・こういう思いでほとんど何も対策をせず、結果として親族で骨肉の争いへ・・・。そのようなケースに陥った人々を私たちはたくさん知っています。

相続争いの防止・回避で一番大切なことは事前の準備です。

相続に関してのもめ事は年々増加傾向にあります。なぜか？世情、「少子高齢化・多死」社会が進み、当事者が増えています。また、長子相続の慣行が少なくなり、兄弟姉妹が平等に権利を主張するようになっていきます。さらに、一軒の実家を2人の子で争うことになれば、遺産が少額でもトラブルになりやすいのです。

司法統計によると、遺産分割トラブルの75.4%は遺産が5,000万円以下です。このことから遺産総額が少ない一般家庭がトラブルの大半です。相続対策は、相続が発生してからでは手遅れです。まずは現状をしっかりと把握しましょう。

相続こそ事前の準備が重要です。相続についての基本や最新の法律情報を理解しておくとともに、資産内容を把握し、残された相続人が相続に対してどのような考え方を持っているのか、相続人の間ですり合わせをしておく必要があります。

あるある(1) 岐阜県の事例。妻・子が先に亡くなり、本人は仲の悪い6人兄弟。

父親が亡くなった時にもめ、母親の時は家庭裁判所で決着。このため、本人は大腸癌で入院した折、遺言書を公正証書で作成し、私・石川が執行者となりました。遺産の相続については末弟に10年以上も世話になり、その甥にも世話になっているので、遺言書の中身は「末弟と、その子に相続させる」として作成しました。死後、他の相続人から本人でなく私に一度クレームがきましたが、その後はありません。公正証書遺言を書いてよかったケースです。

新型コロナウイルス感染症が拡大防止で試行錯誤

注目1) 確定申告期限延長、令和2年4月16日(木)まで。

(国税庁新型コロナウイルス拡大防止策)

注目2) 中小企業向：融資要件・雇用調整助成金など要件緩和。

注目3) テレワークで機器購入や特別休暇の導入など助成金の受付開始。

注目4) 櫻井よしこ氏「過度に恐れるな。十分な手洗い、うがい！無理せず睡眠と栄養」

あるある(2) 三重県の事例。

仲の良かったはずの兄妹がもめた！？なぜ母親は2人の娘に何も残さなかったのか？

最初の相続として、父親の時は長兄に実家、娘2人に「判子代」1人1,000万円、残りは母親のこの形でうまくまとまりました。ところが、10年後母親の二次相続の時です。母親は「財産の全てを長兄に相続させる」との遺言書を作成しました。父親の時は判子代を貰い、今回はゼロです。娘2人は何らかの期待を抱いていた結果、「こんなはずではなかった」という思いに至りました。このケースの問題は、「遺留分を侵害するものだった」という点につきまです。相続人となる子どもたちの仲が良くても、お金の困っていなかったとしても、相続すべき財産がほとんどなくても「争族」は起きる、ということです。

※ 笑顔相続の5ヶ条

その一：直球勝負は絶対NG。財産は幾らあるの？と聞くのもNG。災害に備えてまとめておかない？はOKです。一緒に片付けながら、さりげなく通帳などのありかを聞きだしましょう。財産に関連する話はタブーです。

その二：「遺言書の言葉」はタブー。「早く書いてよ」と催促はNG。「私、終活をはじめました」はOKです。まずは自分自身の終活から話を始めてみましょう。親はそんな子ども姿を見て、何か思うことがあるはずですよ。

その三：兄弟姉妹は「他人」です。成人して家庭を持ったり、所得格差が生まれるなど、お互いの環境はまちまちなのですから、価値観も違って来て当然です。

その四：家族全員がいる場で話すこと。「弟にだけは金を使ったね」はNG。「俺たちってどんな子どもだったの？」はOKです。全員が帰省する機会を見計らって話し合う必要があります。さらに、話し合いの際の親の言葉を子どもの側で書き留めておくだけでも、相続の手続きがずっと楽になります。そして、子どもたちに対する親の思いを聞いてみると、意外に納得する理由が見つかるかもしれません。また、生前贈与のヒントになるかもしれません。

その五：親の言葉をメモしておく。相続に備え実家を処分したいと考えた時「俺はこの家には住めないから」はNG。「争族」を回避するために「この家を買ったときの話を聞かせてよ」と言い換えましょう。自分の願望をストレートにぶつける前に、まずは親の思いに耳を傾けましょう。

家族の数だけ、相続の形も千差万別です。家族といえども個々別々の人であり、思惑や考え方も当然、異なります。それ故に多くのドラマがあり、同時にトラブルも起こります。

例えば、兄弟姉妹がもめたくないのも、実家の財産の内容を親が元気なうちに、できれば早めに分けてと子どもは考えます。親は「何があるか分からない、生きているうちは渡したくない、残さずに使いきろう」と考えます。このように認識のズレが蓄積し、相続トラブルに発展することが多いようです。

元気なうちに親子間、兄弟姉妹間の信頼関係を保つことが最も重要であり、前提として、こうしたトラブルの火種を把握して考えておきましょう。

石川 光男

今後のセミナー

1. 3月24日(火) 一般社団法人 全国相続協会

FAXにてお申込みをお願いします。

テーマ 「 人脈を広め、更なる売上UPをめざそう! 」

講師 早川 忠 氏 (行政書士)

時間 PM17:30~PM19:00 会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

2. 経営者・後継者売上UP実践塾

FAXにてお申込みをお願いします。

説明会 第1回:3月17日、第2回:4月21日、第3回:5月19日

講師 上野 宏 氏 (いろは印刷代表取締役)

時間 PM18:00~PM20:00

会費 50,000円/3回 (懇親会含みます)

場所 みらい経営3Fセミナールーム

2. 3月28日(土) マネジメント・ゲーム(MG)セミナー

FAXにてお申込みをお願いします。

テーマ 「 ゲームを通じて決算書の見方を身につけましょう 」

講師 石川 光男 氏 (中小企業診断士・税理士・㈱戦略MGグループ取締役)

時間 PM9:30~PM18:00 ※会費・詳細は別紙案内をご覧ください

場所 みらい経営3Fセミナールーム

熱田・港倫理法人会のセミナー

お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 3月12日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 ほめちぎる教習所 」

講師 橘 英樹 氏

時間 AM6:30~AM7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

2. 3月19日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 会員スピーチ 」

時間 AM6:30~AM7:30 会費 無料

場所 愛知県倫理法人会事務局

3. 3月26日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 あほな奴ほど成功する! 」

講師 中村 文也 氏

時間 AM6:30~AM7:30 会費 無料

場所 愛知県倫理法人会事務局

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ

(〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15 TEL 052-331-6411)

愛知県倫理法人会事務局

(〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬町 2-16-13 豊建ビル 2F 事務局 3F 会議室 TEL 052-799-4286)

3月の税務と労務

- ・ 1月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(3月31日)
- ・ 7月の決算法人の中間申告、納税 期限(3月31日)
- ・ 7月の決算法人の消費税の中間申告 期限(3月31日)
- ・ 2月分源泉所得税納付 期限(3月10日)

【経営者・後継者売上UP実践塾／全3回】
第1回:3月17日(火)、第2回:4月21日(火)、第3回:5月19日(火)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)
税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp
<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス
税理士 榑原 睦
〒475-0853 半田市南末広町125番11 グロワールスギ4階
TEL0569(26)1566 FAX0569(26)1569
mbara623@k6.dion.ne.jp